

条例公布第1号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月2日

宇和島地区広域事務組合  
組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
（定員） 第5条 施設（軽費老人ホームを除く。）の定員は、次のとおりとする。				（定員） 第5条 施設（軽費老人ホームを除く。）の定員は、次のとおりとする。			
名称	ホーム	老人短期入所施設	デイサービス施設	名称	ホーム	老人短期入所施設	デイサービス施設
光来園	130人	4人		光来園	130人	4人	
勝山荘	50人	6人	<u>20人</u>	勝山荘	50人	6人	<u>18人</u>
美沼荘	50人	20人		美沼荘	50人	20人	
一本松荘	50人	20人	18人	一本松荘	50人	20人	18人
古城園	50人	20人	18人	古城園	50人	20人	18人
城辺みしま荘	50人	20人	18人	城辺みしま荘	50人	20人	18人
ひろみ奈良の里	50人	10人	18人	ひろみ奈良の里	50人	10人	18人
柏寿園	50人	10人	18人	柏寿園	50人	10人	18人
湯乃香荘	70人	10人		湯乃香荘	70人	10人	
（入所者及び利用者） 第13条 （略） 2 （略）				（入所者及び利用者） 第13条 （略） 2 （略）			

- 3 デイサービス施設の利用者は、次のとおりとする。
- (1) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
  - (2) 法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
  - (3) 法の規定による地域密着型通所介護に係る地域密着型居宅介護サービス費又は地域密着型特例居宅介護サービス費の支給に係る者
  - (4) 法第115条の45第1項第1号口の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「第1号通所事業」という。）に係る者
  - (5) 生活保護法の規定による居宅介護（法第8条第7項に規定する通所介護又は法第8条第17項による地域密着型通所介護に限る。）又は第1号通所介護の介護扶助に係る者
  - (6) 愛南町からの委託を受けて行う愛南町障害者（児）日中一時支援事業に係る登録者  
(入所者及び利用者の利用料等の支払)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 デイサービスの利用者（第13条第3項第1号及び第5号を除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。

(1) 第13条第3項第2号に掲げる者 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）

(2) 第13条第3項第3号に掲げる者 法第42条の2第2項

- 3 デイサービス施設の利用者は、次のとおりとする。
- (1) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
  - \_\_\_\_\_
  - (2) 法の規定による地域密着型通所介護に係る地域密着型居宅介護サービス費又は地域密着型特例居宅介護サービス費の支給に係る者
  - (3) 法第115条の45第1項第1号口の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「第1号通所事業」という。）に係る者
  - (4) 生活保護法の規定による居宅介護（\_\_\_\_\_法第8条第17項による地域密着型通所介護に限る。）又は第1号通所介護の介護扶助に係る者
  - (5) 愛南町からの委託を受けて行う愛南町障害者（児）日中一時支援事業に係る登録者  
(入所者及び利用者の利用料等の支払)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 デイサービスの利用者（第13条第3項第1号及び第4号を除く。）は、次の各号に掲げる区分による当該各号に掲げる額とする。

(1) 第13条第3項第2号に掲げる者 法第42条の2第2項

<p>第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）</p> <p><u>(3)</u> 第13条第3項第4号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。</p> <p><u>(4)</u> 第13条第3項第6号に掲げる者 愛南町との委託契約による額</p>	<p>第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。）</p> <p><u>(2)</u> 第13条第3項第3号に掲げる者 法第115条の45の3第2項に基づき、厚生労働省令により第1号通所事業を実施する町の長が算定した費用の額。ただし、第1号通所事業のサービスの提供を受けるデイサービスが所在する町の規定を適用する。</p> <p><u>(3)</u> 第13条第3項第5号に掲げる者 愛南町との委託契約による額</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。